

氏 名	在 職 期 間	氏 名	在 職 期 間
遠 藤 美代子	平 1. 4 ~	高 沢 虎 信	平 2. 4 ~
穂 積 邦 明	平 1. 4 ~ 平 2. 3	矢 館 清 孝	平 2. 4 ~
岡 崎 浴 吉	平 2. 4 ~	藤 田 充	平 2. 4 ~
大 藤 悦 子	平 2. 4 ~	伊 勢 英 子	平 2. 4 ~
柳 哲 雄	平 2. 4 ~	後 藤 ヨ ネ	平 2. 4 ~
佐 藤 英 昭	平 2. 4 ~		
遠 藤 光	平 2. 4 ~		
朽 木 耕 作	平 2. 4 ~		
高 羽 博 樹	平 2. 4 ~		
佐 藤 吉 則	平 2. 4 ~		
荒 井 一 成	平 2. 4 ~		

<資料> 福島県教育センター「さつき会」会則

第1条 本会は、福島県教育センター「さつき会」と称する。

第2条 本会は、福島県教育研究所（調査課，教育研究所，教育調査研究所，を含む）
ならびに福島県理科教育センターに勤務した職員及び福島県教育センターに勤
務している職員をもって構成する。

第3条 本会の事務所を福島県教育センター内におく。

第4条 本会は、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため隔年に総会ならびに懇談会を開催する。

第6条 本会に次の役職員をおく。

会 長 1名 副会長 2名 幹 事 若干名 事務長 1名
庶務，会計 若干名

第7条 本会に顧問をおくことができる。

第8条 本会の役職員は、総会等を開催するための会務にあたる。

第9条 本会の会計は、総会の都度必要経費を会費として徴収する。

第10条 本会に次の帳簿を備えつけ、事務局で保管する。

会 則 記録簿 その他必要な帳簿

附 則

この会則は昭和56年6月13日から実施する。